

令和2年8月26日

宮田小学校 保護者 様
宮田中学校 保護者 様

宮田村教育委員会

学校教育活動中におけるマスクの着用について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に最大限のご協力をいただき、まことにありがとうございます。

8月17日から始まった2学期には、児童生徒が楽しみにしている様々な行事が計画されており、その行事が実施できますように、また軌道に乗ってきた学びがとまることのないように引き続き、感染予防対策へのご協力をお願いいたします。

さて、宮田村では8月19日に「宮田村マスク着用エチケット条例」が公布され、同日施行されました。

教育委員会といたしましては、登下校を含む学校教育活動中におけるマスクの着用について、県教育委員会、国の通達を受け、下記のように、取り組んでいます。

つきましては、ご家庭においても子どもさんとご家族の皆さんが、心身ともに健康な生活を送れるようご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 マスク着用について

- (1) 学校では激しい活動時（体育・作業・清掃・部活動等）、給食時以外は基本的にマスクを着用します。
- (2) 熱中症も心配されるので、児童生徒の様子を見て、必要に応じてマスクを外したり、こまめに水分を補給したりできるように配慮します。
- (3) マスクを外す際には、換気や十分な間隔を保つといった対応を徹底します。
- (4) マスクを持参していない児童生徒には、マスクを渡します。
- (5) 登下校時は、熱中症が心配されるので、十分な距離を保って歩いている場合には、外すことを含めて指導します。
- (6) 口鼻周辺の接触過敏やアレルギー症状、心肺機能の低下に配慮する必要がある児童生徒が、排除、偏見、不当な差別等でつらい思いをすることがないように指導します。

2 ご家庭へのお願い

健康状態のチェック及び健康観察カードへの記入を続けていただきありがとうございます。それによって、子どもさんたちは、自分の健康や体への意識を徐々に高めているように思われます。

ご家族の健康状態につきましてもご確認いただき、発熱や感染が疑われるような症状がある場合には、感染拡大防止を最優先にいただき、子どもさんの登校についてご配慮いただければ幸いです。

気になる状態の場合には、学校にご相談ください。

宮田村教育委員会 教育次長 北原 敦 電 話 85-2314

宮田村各保育園では世界保健機関（WHO）と国連児童基金（[ユニセフ](#)）からの新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたマスク着用の子ども（18歳未満）向け指針を公表を受け、..

→未満児は保育園ではしない。

→3歳以上時は、給食配膳時と感染が心配される場合のみ着用をすることとしました。

（世界保健機関（WHO）と国連児童基金（ユニセフ）の根拠

5歳以下はマスクを適切に着用できないことが多い上、他人に感染させる可能性も他の年代に比べて低いとして、着用は不要とした。

6～11歳については、重症化しやすい高齢者と同居している場合など、状況に応じて着用の是非が検討されるべきと指摘。

12歳以上は、大人と同様の扱いで問題ないとしている。

また、[発達障害](#)を抱えている子どもに対しては年齢を問わず、マスク着用を強制しないよう推奨した。